

「農泊」の推進

【令和2年度予算概算決定額 5,038 (5,258) 百万円】

<対策のポイント>

「農泊」を持続的なビジネスとして実施できる地域を創出し、都市と農山漁村との交流や増大するインバウンド需要の呼び込みを促進することで農山漁村の所得向上と地域の活性化を図るため、地域による実施体制の整備や観光コンテンツの磨き上げ、滞在施設等の整備等を一体的に支援するとともに、戦略的な国内外へのプロモーションや地域が抱える課題解決のための専門家派遣等を支援します。

<政策目標>

- 都市と農山漁村の交流人口の増加 (1,450万人 [令和2年度まで])
- 「農泊」をビジネスとして実施できる体制を持った地域の創出 (500地域 [令和2年まで])

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 農泊推進事業

- 国内外の旅行者の農山漁村地域への呼び込みを促進し、地域の活性化を図るため、農泊の推進体制構築や魅力ある観光コンテンツの磨き上げ、インバウンド受入環境の整備、専門人材の確保、農家民泊の農家民宿への転換等を支援
※ 地域活性化対策も一部活用し支援

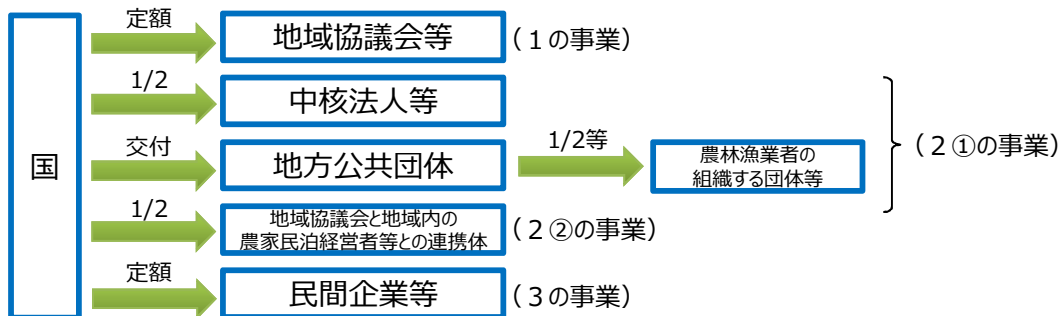
2. 施設整備事業

- 古民家等を活用した滞在施設や体験・交流施設、活性化計画に基づき農泊に取り組む地域への集客力を高めるための農産物販売施設など、農泊を推進するために必要となる施設の整備を支援 (市町村・中核法人実施型)
- 地域内で営まれている宿泊施設の質の向上のため、インバウンドを含む個人旅行者等の多様なニーズに合わせた宿泊施設の改修を支援 (農家民泊経営者等実施型)

3. 広域ネットワーク推進事業

- デジタル情報を活用した戦略的な国内外へのプロモーションや大規模展示会への出展・商談会の開催、農泊を推進する上での課題を抱える地域に対し、ワンストップで課題に応じた専門家派遣・指導を行う取組等を支援
※ 下線部は拡充内容

<事業の流れ>



【1の事業】

- 事業実施主体 地域協議会、地域協議会の連合体、DMO等
- 事業期間 2年間等 ○ 交付率 定額 (上限500万円/年等)



地域資源を活用した体験メニューの開発



地域の食材を活用したメニュー作り



インバウンド受入環境の整備

多言語への対応



Wi-Fi環境の構築



トイレの洋式化

【2①の事業】

- 事業実施主体 市町村、地域協議会の中核法人等
- 事業期間 2年間 ○ 交付率 1/2 (上限2,500万円、5,000万円、1億円)



古民家を活用した滞在施設

(活性化計画に基づく事業)

- 事業実施主体 都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等
- 事業期間 原則3年間 ○ 交付率 1/2等



廃校を改修した大規模滞在施設

【2②の事業】

- 事業実施主体 地域協議会と地域内の農家民泊経営者等との連携体
- 事業期間 1年間 ○ 交付率 1/2 (上限1,000万円/経営者、5,000万円/地域)

【3の事業】

- 事業実施主体 民間企業、都道府県等
- 事業期間 1年間
- 交付率 定額



課題に応じた専門家の派遣・指導

【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)

令和2年度予算概算決定における農泊推進対策の支援内容等について

ソフト対策	1. 農泊推進事業	支援内容	農泊をビジネスとして実施できる体制の構築、観光コンテンツの磨き上げ等に要する経費 〔ワークショップの開催、地域協議会の設立・運営、地域資源を活用した体験プログラム・食事メニューの開発、各種データの収集及びそれらに基づく戦略の策定、戦略に基づく一元的な情報発信・プロモーション、インバウンド対応のための環境整備（Wi-Fi、キャッシュレス、多言語対応 等）〕		
		事業実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域協議会 ※ 農泊の中核を担う法人（株式会社、一般社団法人等）又は当該法人となる見込みの団体が協議会の構成員であること ・ 地域協議会以外の場合は以下の団体 〔 農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者の組織する団体、地方公共団体が出資する団体、地域再生推進法人、PFI事業者、NPO法人 〕 		
		交付率等	定額（上限：1年目、2年目とも500万円）	事業実施期間	2年
	2. 人材活用事業 ※ 農泊推進事業と併せて行う	支援内容	新たな取組に必要となる人材の雇用、中小企業診断士などへの委託等に要する経費		
		事業実施主体	1の事業を実施している者		
	交付率等	定額（上限：1年目、2年目とも250万円）	事業実施期間	2年	
ソフト対策	3. 農泊地域高度化促進事業 ※ インバウンド対応のための追加支援	支援内容	インバウンド対応の高度化に直接的に資する追加的な取組に要する経費 ・ ストレスフリーな環境整備（Wi-Fi、キャッシュレス、多言語対応、トイレの洋式化 等） ・ 観光コンテンツの高付加価値化（インバウンド向け食事メニュー、体験プログラムの開発 等）		
		事業実施主体	地域協議会 ※ ただし、1の事業を実施、完了した者に限る		
		交付率等	定額（上限：200万円）※ ただしトイレの洋式化は1/2	事業実施期間	1年
ソフト対策	4. 農家民宿転換促進費	支援内容	農家民泊から旅館業法の営業許可を取得した農家民宿に転換するために要する経費		
		事業実施主体	地域協議会と地域内の農家民泊経営者等との連携体		
		交付率等	定額（上限：1経営者あたり100万円又は6-1の②のアの事業費の1/2のいずれか低い額）	事業実施期間	1年
ソフト対策	5. 広域ネットワーク推進事業 ① 都道府県事業 ② 全国事業	支援内容	① 農泊に取り組む地域の都道府県単位での人と情報のネットワーク化等に要する経費 ② 農泊の国内外へのプロモーション、地域実践者の経営ノウハウ習得のための研修会開催等に要する経費		
		事業実施主体	① 都道府県、② 民間企業等		
		交付率等	① 定額（上限：250万円）、② 定額（上限額は取組毎に設定）	事業実施期間	1年
ハード対策	6-1. 施設整備事業 【活性化計画に基づかない場合】 ① 市町村・中核法人実施型 ② 農家民泊経営者等実施型 ア 旅館業法に基づく営業許可取得に最低限必要な整備 イ 宿泊施設の質の向上のために必要な整備	支援内容	① 古民家等を活用した滞在施設、体験交流施設、農林漁家レストランの整備に要する経費（②を実施していないこと） ② 農家民泊経営者等が営む宿泊施設の改修に要する経費（①を実施していないこと）※ 1施設でアとイを併せ行うことが可能		
		事業実施主体	① 市町村、農泊の中核を担う法人、右記の団体 ② 地域協議会と地域内の農家民泊経営者等との連携体 〔 農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者の組織する団体、地方公共団体が出資する団体、地域再生推進法人、PFI事業者、NPO法人 〕		
		交付率等	① 1/2（上限：原則2,500万円） ※ ただし、古民家等の遊休施設を活用した施設整備で一定の要件を満たす場合は上限5,000万円、市町村所有の廃校等の遊休施設を活用した大規模宿泊施設整備で一定の要件を満たす場合は上限1億円 ② 1/2（上限：1地域あたり5,000万円 かつ 1経営者あたり1,000万円）		
		事業実施期間	① 原則2年以内、② 原則1年以内		
ハード対策	6-2. 施設整備事業 【活性化計画に基づく場合】	支援内容	農泊に取り組む地域への集客力等を高めるための農産物販売施設等（農林水産物直売所、農林水産物処理加工施設等）の整備に要する経費 ※ ただし、付帯施設のみの整備は不可		
		事業実施主体	都道府県、市町村等（地方公共団体が作成する活性化計画に位置付けられれば民間団体が事業実施主体となることも可能） ※ 都道府県又は市町村が、農山漁村活性化法に基づく活性化計画を策定		
		交付率等	1/2等（上限：1計画あたり4億円）	事業実施期間	原則3年以内